太田市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉の増進のため、市内に所在する私立の幼稚園(認定こども園であるものを除く。)又は認定こども園(以下「私立幼稚園等」という。)の設置者に対して太田市私立幼稚園等運営費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、太田市補助金等に関する規則(平成17年太田市規則第76号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 幼稚園 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園をいう。
 - (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園 (幼稚園から移行したものに限る。)及び同法第3条第1項又は第3項の認定を受けた 施設(保育所等を除く。)をいう。

(補助対象)

第2条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内にある私立幼稚園等における事業運営費(人件費、研修費、管理経費、施設整備費、設備関係費及び借入金返済費)とする。ただし、平成17年度については、木崎町幼稚園を除く。 (補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の表により算定した額とする。この場合において、園児割及び職員割については、当該年度の5月1日現在の園児数及び職員数による。

| 種別 | 対 象 | 金 額 |
|---------|---------------|-----------------|
| (1) 施設割 | 私立幼稚園等のうち、子ど | 1施設当たり年額300,000 |
| | も・子育て支援法(平成24 | 円以内 |
| | 年法律第65号)第27条第 | |
| | 1項に規定する特定教育・保 | |
| | 育施設であるもの | |
| | 上記以外の幼稚園等 | 1施設当たり年額500,000 |
| | | 円以内 |
| (2) 園児割 | 3歳児(1号認定の満3歳児 | 1人当たり年額9,500円以内 |

| | を含む。)(太田市在住の園児 | |
|------------|----------------|-----------------|
| | に限る。) | |
| | 4歳児及び5歳児(太田市在 | 1人当たり年額8,500円以内 |
| | 住の園児に限る。) | |
| (3) 職員割 | 常勤(常勤的非常勤を含む。) | 1人当たり年額40,000円以 |
| | の保育教諭(幼稚園教諭免許 | 内 |
| | 状又は保育士資格のいずれか | |
| | 一方のみを有する者を含む。) | |
| | 及び常勤事務職員 | |
| (4) 償還金割 | 群馬県私学振興会、日本私立 | 5年間を限度に償還額を限度とし |
| | 学校振興・共済事業団又は独 | 年額2,000,000円以內 |
| | 立行政法人福祉医療機構へ申 | |
| | し込んだ借入金に係る償還額 | |
| (5) 特別補助 | 学校教育法附則第6条の規定 | 年間300,000円以内 |
| | により設置されている園 | |
| (6) 預かり保育事 | 預かり保育時間 | |
| 業割 | 午後5時まで | 年額200,000円以内 |
| | 午後5時30分まで | 年額300,000円以内 |
| | 午後6時以降まで | 年額400,000円以内 |
| (7) 特色ある子育 | 特色ある子育て支援事業(預 | 1事業当たり年額100,000 |
| て支援事業割 | かり保育事業割を受ける園に | 円以内 |
| | ついては1事業のみ、預かり | |
| | 保育事業割を受けない園につ | |
| | いては2事業以内を対象とす | |
| | る。) | |
| (8) 障がい児割 | 重度障がい児(太田市在住の | 1人当たり月額74,000円 |
| | 園児に限る。) | |
| | ① 身体障害者福祉法施行規 | |
| | 則(昭和25年厚生省令第 | |
| | 15号)に規定する身体障 | |
| | 害者障害程度等級表の1級 | |

| | , | |
|-------------|---------------|------------------|
| | から6級までのいずれかに | |
| | 該当する園児 | |
| | ② 特別児童扶養手当の認定 | |
| | を受けている園児 | |
| | ③ 療育手帳の交付を受けて | |
| | いる園児 | |
| | 軽度障がい児(太田市在住の | 1人当たり月額37,500円 |
| | 園児に限る。) | |
| | 上記以外の園児で、専門的知 | |
| | 見を有する者による意見提出 | |
| | 等により特別な支援を要して | |
| | いると判断できる園児 | |
| (9) 認定こども園 | 認定こども園の認定を受けた | 年額650,000円 |
| 割 | 日から1年以内のものについ | |
| | て加算する。 | |
| (10) 施設機能強化 | 施設における火災・地震等の | 当該取組に要した費用の額(防災 |
| 割 | 災害時に備え、職員等の防災 | 訓練及び避難具の整備等に要する |
| | 教育及び災害発生時の安全か | 特別の経費に限り、教育の提供に |
| | つ迅速な避難誘導体制を充実 | 当たって通常に要する費用は除 |
| | する等の施設の総合的な防災 | き、その総額が159,500円 |
| | 対策を図る取組を行った幼稚 | 以上のものに限る。)。ただし、年 |
| | 園(子ども・子育て支援法第 | 額160,000円を上限とする。 |
| | 27条第1項に規定する特定 | |
| | 教育・保育施設でないものに | |
| | 限る。) | |

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(書類の整備等)

第4条 補助対象事業を実施する者は、補助対象事業に係る収入及び支出についての証拠 書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間 保管しておかなければならない。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年12月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。 (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定 により補助金の交付を受けた私立幼稚園等については、第4条の規定は、この要綱の失 効後も、なおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年10月1日から施行し、改正後の第3条の規定は平成19年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成21年10月1日から施行し、改正後の第3条の規定は平成21年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成22年10月1日から施行し、改正後の第3条の規定は平成22年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則

- この要綱は、令和4年1月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年3月31日から施行する。